

船橋ふるさと応援寄附金管理等業務に関するプロポーザル実施要領

1. 業務の目的

船橋ふるさと応援寄附金に係る事務を委託し効率的な事務を行うとともに、返礼品提供事業者のサポートを充実させ、また、本市の魅力発信や地場製品のPRについて専門的な知見を有する者に支援させることにより、市内事業者および地域の活性化を図り、さらには寄附金の増加を図ることを目的とする。

2. 業務名

船橋ふるさと応援寄附金管理等業務

3. 業務場所

本市の指定する場所

4. 業務内容

別添「船橋ふるさと応援寄附金管理等業務委託仕様書」のとおり。

5. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※受託者による業務の開始日は令和6年8月1日を想定しており、契約締結日から令和6年7月31日までは業務開始に向けた準備期間とする。この間に発生する費用については、受託者が負担することとする。

6. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本業務の遂行にあたって、ふるさと納税制度に精通し、寄附の募集、寄附情報の管理、返礼品の新規開拓・発注・配送管理、寄附者への対応等の業務を効率的かつ効果的に行うためには、専門的な技術、経験を必要とすることから、プロポーザル方式により企画力、専門性及び業務実績等を総合的に評価した上で、本業務の目的を達成し得る最も適した業者を選定するため。

7. プロポーザル方式の方法及び理由

(1) プロポーザル方式 公募型

(2) 公募型プロポーザルとする理由

多くの事業者からの提案を受け、より良い事業者を特定するためプロポーザル方式の方法は公募型とする。

8. 事業スケジュール

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年4月1日(月) |
| (2) 質問書の提出締切 | 令和6年4月8日(月) 午後5時まで |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和6年4月11日(木) |
| (4) 参加申込書の提出締切 | 令和6年4月18日(木) 午後5時まで |
| (5) 第1次審査(書類審査・資格確認審査) | 令和6年5月7日(火) |
| (6) 第1次審査結果通知 | 令和6年5月8日(水) |
| (7) 企画提案書の提出締切 | 令和6年5月15日(水) 午後5時まで |
| (8) 第2次審査(プレゼン審査) | 令和6年5月21日(火) |
| (9) 審査結果通知 | 令和6年5月28日(火) |
| (10) 契約締結 | 令和6年6月上旬 |

ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

9. 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加する者は提案書の提出締切から契約締結までの全期間にわたって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者の中から選定する。なお、複数事業者が共同してプロポーザルに参加することも可とするが、この場合、代表とする事業者を定めることとし、かつ全事業者が次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること、またはそれに準じる者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出締切から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 関東圏(千葉県のほか東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県)に、ふるさと納税業務を担当する営業所を設置している、若しくは業務開始までに設置すること。

10. 質問及び回答

(1) 質問方法

①質問は質問票(様式1)に記載のうえ、電子メールで行うこと。

(宛先) furusato@city.funabashi.lg.jp

※件名に「令和6年度船橋ふるさと応援寄附金管理等業務委託プロポーザル
公募に関する質問について」と標記すること。

②質問の提出締切は、令和6年4月8日(月) 午後5時までとする。

※送付後は、船橋市商工振興課あて(047-436-2461)に必ず電話し到着確認をすること。

(2) 質問への回答

質問に対する回答は、令和6年4月11日（木）に市ホームページに掲載する。
なお、回答に対する再質問は、受け付けない。

1.1. 参加の申し込み

(1) 提出書類

① 参加申込書（第2号様式）

※複数事業者が共同してプロポーザルに参加する場合、そのことが確認出来る書類の写しも添付すること

② 会社概要（第3号様式）

※会社パンフレットがある場合は参考資料として提出すること。

③ 提案概要書（第4号様式）

※「1.7. 評価基準（1）第1次審査」に関する内容（業務実績を除く）を必ず記載すること。

※プライバシーマーク若しくは ISO27001（情報セキュリティ）の認証取得している場合は、証書の写しを添付すること。

④ 業務実績一覧（第5号様式）

⑤ 見積書（第6号様式）

本市の業務委託の競争入札参加資格を有していない場合にあっては、以下の書類を追加で添付すること。

追① 法人の登記事項証明書（写し可）

追② 印鑑証明書（写し可）

追③ 最新の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

追④ 納税証明書（写し可）

・国税：法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

・県税：（千葉県内に事業所を有する者に限る）千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）

追⑤ 市税納付確認書（本市に事業所を有する者に限る）

(2) 提出部数

正本1部、副本7部

(3) 提出方法

船橋市商工振興課（〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25）あてに、持参又は郵送すること。

（メール不可）

※提出書類の返却、差替え、再提出は一切できない。

(4) 提出締切

令和6年4月18日（木）

- ・持参の場合 閉庁日を除く午前9時から午後5時までの間に持参すること
- ・郵送の場合 提出締切日までに必着であること

1 2. 第1次審査（書類審査・資格確認審査）

書類審査及び資格確認審査により、船橋ふるさと応援寄附金に係る事務を円滑に実施することが可能と考えられる事業者を複数者選定する。

(1) 実施日程

令和6年5月7日（火）

※評価委員による書類審査となるため、参加事業者が出席する必要はない。

(2) 選定者数

4者

(3) 結果通知

申込を行った全ての者に対し、令和6年5月8日（水）に結果通知を発送する。

選定者に対しては、第2次審査の詳細を合わせて通知する。

1 3. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①企画提案書

※仕様書を遵守したものとし、評価基準に基づいた構成とすること。

「1 7. 評価基準（2）第2次審査」に関する内容を必ず記載すること。なお、評価項目に沿った順に記載すること。

※様式は任意とするが、サイズは日本工業規格A4判、両面印刷（縦・横自由）とし、30ページ以内（表紙、裏表紙、目次は含まない）で作成すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本7部

(3) 提出方法

船橋市商工振興課（〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25）あてに、持参又は郵送すること。

（メール不可）

※提出書類の返却、差替え、再提出は一切できない。

(4) 提出締切

令和6年5月15日（水）

- ・持参の場合 閉庁日を除く午前9時から午後5時までの間に持参すること
- ・郵送の場合 提出締切日までに必着であること

1 4. 第2次審査（プレゼンテーション審査）

第1次審査選定者を対象に、次のとおりプレゼンテーション審査を行い、事業目的に合致する提案を行った事業者を選定する。

(1) 実施日程

令和6年5月21日（火）

※詳細は第1次審査結果とともに通知とする。

(2) 場所

船橋市役所内の会議室

※詳細は第1次審査結果とともに通知とする。

※机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクター（対応接続端子・ケーブルは HDMI、VGA）は本市が用意する。それ以外の物品については、参加事業者の負担において用意すること。

(3) 所要時間

1提案者当たり40分（プレゼンテーション20分、質疑応答15分、準備及び片付け5分）程度とする。

(4) 結果通知

受託候補者を特定した場合、受託候補者には、採用通知書、それ以外の者には不採用通知を送付する。

1 5. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届をプレゼンテーション実施日の3日前までに提出すること。なお、辞退届の様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

1 6. 見積書の提案限度

寄附金額の4.7%以内（消費税及び地方消費税を除く。）

※上記寄附金額には、ポータルサイト（「さとふる」を含む。）経由の寄附、直接寄附及びクラウドファンディング型さとふると納税による寄附金額の合計を指す。

※委託料に、以下の内容は含めないものとする。

- ・返礼品の調達経費
- ・返礼品の配送経費
- ・ポータルサイトに支払う利用料、決済手数料

※以下の業務規模を想定し、当該想定寄附に附随する業務も含め金額を積算すること。

(1) 想定寄附金額：834,093,000円

(2) 寄附件数：48,000件

(3) 寄附金受領証明書等発送件数：48,000件

うち、ワンストップ特例申請書同封：12,000件

17. 評価基準

第1次審査および第2次審査は、下記に沿って評価委員が審査する。

(1) 第1次審査

評価項目	評価基準	配点
本市への理解	<ul style="list-style-type: none"> 本市の産業やふるさと納税の状況を分析・把握しているか。 本市ふるさと納税のポテンシャルをどのように分析しているか。 	10点
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税管理業務について十分な実績があるか。 本市と同規模以上の寄附金額を有する自治体での業務実績があるか。 	20点
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 本市向けの担当者を設置するなど、課題や要望に対して素早い対応が可能な実施体制となっているか 十分な人員配置となっているか 担当営業所の所在地から本市までの距離が近く、密な打合せ及び協議が出来る体制であるか 寄附者向け問い合わせ窓口の受付時間や回線数は充実しているか。 個人情報の取り扱いや情報セキュリティの重要性について、十分な認識を持っており、事業者として対応しているか。 	40点
提案概要	<ul style="list-style-type: none"> 返礼品提供事業者へのサポート体制が充実しているか。 新たな返礼品の企画開発や、既存返礼品の魅力向上に向けた取り組みが戦略的に行えるか。 戦略的に広告・プロモーションを行えるか。 	40点
合計		110点

(2) 第2次審査

評価項目	評価基準	配点
実効性・実現性	<ul style="list-style-type: none"> 提案全体を通じて業務の目的を十分に達成できるような提案となっているか。 提案全体を通じて実現可能な内容となっているか。 <p>※実現が困難と判断した場合、失格とする。</p>	20点
返礼品提供事業者へのサポート体制	<ul style="list-style-type: none"> 返礼品提供事業者との連携が密に取れ、定期的に返礼品提供事業者を訪問して、直接コミュニケーションを取ることができるか。 新たな返礼品の企画開発や、既存返礼品の魅力向上に向けた取り組みが戦略的に行えるか。 問題発生時には速やかに対応することができる体制となっているか。 	50点
PR・プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> 各ポータルサイトの特性やSEO対策、PR・プロモーションについて、十分な知見を有しているか。 有効なSEO対策を行えるか。 返礼品提供事業の負担を最小限に、返礼品画像を充実させることができるか。 知見やアイデアを活かした、戦略的にPR・プロモーションを行えるか。 イベント出店時の支援内容が充実しているか。 	70点

	・PR やプロモーションについて、費用負担の考え方を明確にし、市の金銭的な負担が最小限となっているか。	
提案価格	・見積内容が安価か。	20 点
その他	・本市の業務効率化、経費削減、寄付金額増に向けた市への支援について具体的に示されているか。 ・仕様書に規定する以外の事業者独自の提案がされているか。	20 点
1 次審査	・ 1 次審査の順位に応じて加点	20 点
合計		200 点

18. 結果の公表及び方法

審査結果の公表は、市ホームページに公表する。公表する項目は、評価項目・点数配分・参加事業者名・採点結果（大項目の点数及び合計点数）とする。

ただし、受託候補者以外の参加事業者と採点結果は、対応させない（参加事業者が、2 者の場合にあつては、採点結果のみ公表し、参加業者名は公表しない）。

19. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ・ 参加申込書又は提案書類について、提出締切を過ぎて提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- ・ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ・ 審査の公平性を害する行為があつたと市が認める場合
- ・ 実現することが不可能な企画提案であると市が判断した場合

20. その他留意事項

- ・ 本プロポーザルへの参加費用については、すべて事業者負担とする。
- ・ 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結を確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と 1 者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- ・ 参加事業者が 1 者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でない認められる場合には、受託候補者を特定しないことがある。
- ・ 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成 14 年船橋市条例 7 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

21. 事務局

船橋市 経済部 商工振興課

住 所 千葉県船橋市湊町2-10-25

電話番号 047-436-2461

FAX 番号 047-436-2466

附則

(施行日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(失効日)

この要領は、令和6年6月30日をもって、その効力を失う。